

就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議幹事会の
構成員の官職の指定について

（ 令 和 元 年 10 月 7 日 ）

就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議議長決定

就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議の開催について（平成 30 年 10 月 9 日内閣官房長官決裁）第 3 項の規定に基づき、就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議幹事会の構成員の官職を次のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
構成員	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
	文部科学省高等教育局学生・留学生課長
	文部科学省高等教育局専門教育課長
	厚生労働省人材開発統括官付参事官
	（若年者・キャリア形成支援担当参事官室長）
	経済産業省経済産業政策局産業人材政策室長